

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を速やかに求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2023年現在、締約国189カ国中115カ国が批准している。

女性差別撤廃条約の締約国は「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適切な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告している。

国会においては参議院で選択議定書の批准を求める請願が採択されており、2020年12月閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」の中で、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
総務大臣	鈴木	淳司	殿
法務大臣	小泉	龍司	殿
外務大臣	上川	陽子	殿
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)	加藤	鮎子	殿

京都府乙訓郡大山崎町議会